

令和8年度世界のウチナーネットワーク強化推進事業（沖縄文化芸能指導者派遣）

企画提案仕様書

1 業務名称

令和8年度世界のウチナーネットワーク強化推進事業（沖縄文化芸能指導者派遣）委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年1月29日まで

3 業務の背景・目的

世界各地のウチナーネットワークは本県の貴重な人的資産であるが、海外県人会では世代交代が進むにつれ、若い世代が沖縄に対するアイデンティティを感じにくくなるなど、繋がり希薄化が課題となっている。言語の壁を越えて郷土への愛着や誇りを呼び起こす「文化芸能」は、次世代をウチナーネットワークへ繋ぐ最も強力な誘因であり、その確実な技術伝承が求められている。同時に、母県沖縄においても、伝統芸能の担い手となる県内若手実演者に国際的な実践・指導の機会を提供し、次世代の育成と自律的な文化継承を後押ししていく必要がある。

本事業は、海外県人会への指導者派遣を通して現地若年層のウチナーンチュとしてのアイデンティティを育むとともに、県内若手実演者の育成も並行して進めることで、国内外の双方向から文化芸能の継承・発展を後押しし、令和9年度開催予定の「第8回世界のウチナーンチュ大会」も契機としながら、将来にわたり持続可能なウチナーネットワークの強化推進を図ることを目的とする。

4 令和8年度世界のウチナーネットワーク強化推進事業（沖縄文化芸能指導者派遣）の実施方針

(1) 概要

「世界のウチナーンチュの日」に関連してイベント等を実施する海外県人会に対し、沖縄から文化芸能の指導者及びコーディネーターを派遣することを通して、海外県人会が文化芸能を通じたウチナーネットワーク継承に主体的かつ継続的に取り組む基盤を構築する。同時に、文化芸能を通じた各国の海外県人会同士の自発的な横の連携を図り、持続可能なネットワークを協働して維持・発展させていける環境づくりを支援する。

また、文化芸能指導者として県内若手実演者を派遣することで、実演者の国際的な経験を培うとともに、将来にわたってウチナーネットワークを強固に維持・推進できる次世代の人材を育成する。

(2) 対象団体、現地指導日及び指導内容

※現地指導日は事前に海外県人会の合意を得たものであるが、指導者の状況や現地情勢等に応じて変更する必要がある場合で、予め受入団体と調整・合意できれば変更可能性である。

※指導内容欄に括弧書きした内容は必須項目にはしないが、県人会から希望があるものである。

	対象団体	派遣予定時期	指導内容
1	DFW沖縄県人会 (米国/テキサス州)	(現地指導日) 10月23日～10月28日	エイサー (可能なら三線含む)
2	ワシントンD.C. 沖縄県人会 (米国/ワシントンD.C.)	(現地指導日) 10月30日～11月3日	エイサー

3	アトランタ沖縄県人会 (米国/ジョージア州)	(現地指導日) 10月30日～11月3日	三線 (可能なら琉球舞踊含む)
4	カルガリーオキナワクラブ (カナダ/アルバータ州)	(オンライン指導日) 10月1日～10月23日 のうちから4日間	沖縄民謡

(3) 年間事業計画のイメージ

時 期	項 目
7月	・各海外県人会との日程調整 ・県内在住外国人等への文化芸能講座日程・場所等調整
8月	・在米国沖縄県人会への指導用動画教材の制作 ・ 県内在住外国人等への文化芸能講座の実施
9月	・カルガリーオキナワクラブへの指導用動画教材の制作 ・ 県内在住外国人等への文化芸能講座の実施 ・ 在米国沖縄県人会へのオンライン指導の実施
10月	・ カルガリーオキナワクラブへのオンライン指導 ・ 文化芸能指導者の米国派遣
～1月	・委託事業完了、報告書取りまとめ ・事業費精算

5 業務内容

(1) 海外県人会との各種調整

- ①派遣する海外県人会と連絡を密に取り合い、派遣スケジュール、指導形態（指導演目、事前のオンライン研修及び現地での直接指導内容等）並びに練習場所の確保等に関する一切の調整を行うこと。
- ②指導で必要となる動画や音源、資料等を確認し、準備・提供すること。なお、音源等の用意にあたり権利関連で手続きが必要になる場合は、受託者の責任において必要な手続きをとること。

(2) 指導者及びコーディネーターの選定

- ①各県人会への派遣は指導者とコーディネーターの2名1組とする。
- ②指導者は対象団体が希望する指導内容に沿った者を選定すること。なお、本事業の目的の一つである県内若手実演者の育成のため、指導者は2026年4月1日時点で30歳以下であり、指導する沖縄の文化芸能に関する知識と経験、実績を有する適切な者を選定すること。
- ③コーディネーターは海外県人会と指導者の間に入り、指導者の動きをサポートするとともに、指導者の安全管理や指導内容記録のため動画や写真撮影を行うこと。
なお、コーディネーターが指導者を兼ねることも構わないが、本事業の趣旨を考慮し、あくまで上記②の指導者が指導の主体となるよう配慮すること。

(3) ベテラン講師の選定

県内在住外国人等を対象とした文化芸能講座においては、上記(2)で選定した2名にベテラン講師1名を加えて実施し、ベテラン講師が指導者へ指導方法の助言などを行う。このため、派遣・指導対象となるジャンルにおいて指導内容を熟知し、かつ県内外における芸能公演等の開催・出演などの実績を有する専門家をベテラン講師として選定すること。

(4) 県内在住外国人等への文化芸能講座

- ①海外派遣前に指導の基礎を学び、また外国人への指導経験を得るために、県内在住外国人等を対象とした文化芸能講座を実施する。講座は指導者、コーディネーターの2名にベテラン講師を加えた3人1組で実施の実施を原則とし、ベテラン講師は指導者へ指導方法に関する助言を行うこと。
- ②対象は県内在住外国人とし、受託者において適切な機関（例：(公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団、県内日本語学校、市町村多文化共生担当課など）の協力を得て対象者を募ること。なお、主たる対象者が外国人である限り日本人の参加も妨げない。
- ③実施回数は3回を目途とし、講座の対象演目に偏りが出ないように配慮すること。
- ④実施日時及び場所は対象者が参加しやすいよう配慮すること。
- ⑤内容は沖縄の文化芸能の歴史やそこに込められた想いを伝える講義と実践をセットとする。
- ⑥受託者にて当日の資料印刷（必要に応じて）、使用する楽器や道具の手配、部屋のセッティング、参加者受付、司会進行、写真などの記録、アンケートの実施・回収、片付けを行うこと。

(5) 海外県人会への文化芸能指導

- ①海外県人会向けに指導用動画教材を制作すること。制作にあたっては、海外県人会が今後自主的な練習に活用できるよう、複数個所から撮影した動画を組み合わせる（例：エイサーであれば前後から、三線であればバチさばきや指の動き）等、指導者の視点を活かして工夫すること。また、可能な範囲で英語字幕や英語音声で説明を付すことが望ましい。
- ②海外県人会と調整し、米国派遣前にそれぞれの派遣地域毎に2回程度、適宜オンライン指導の機会を設けること。
- ③現地での指導は海外県人会と事前にスケジュールを十分に練り、対象者のレベルに合わせて必要な指導を行える体制を確保すること。
- ④ウチナーンチュの日に関連するイベント構成や舞台演出に関する相談がある場合は、可能限り現地の意向を酌んで対応し、指導内容にも反映させること。
- ⑤アトランタ沖縄県人会への指導に当たっては、三線の管理・補修等に関する指導も含めることとし、受託者において県内で三線補修に必要なキットを複数個用意して現地に持ち込むこと。

(6) 旅行の手配

- ①派遣にかかる航空券等の手配、海外旅行保険の契約、ビザ取得など、派遣に係る旅行の一切の手配を行うこと。
- ②宿泊に関しては、相互交流を通じたウチナーネットワーク強化の趣旨から海外県人会にホームステイの協力をお願いしているため、現地滞在中はやむを得ない事情がない限りホームステイを基本として調整すること。
- ③現地の移動についても、海外県人会に協力を仰ぐこと。

(7) 事業評価のためのアンケート調査等の実施

本事業の評価のために、受託者は参加者や講師等の協力を得てアンケートやヒアリングを実施する。受託者は、県民向けに本事業の効果や必要性を説明できる適切な調査項目を複数提案することとし、県と協議した上で内容を決定する。

(8) 県との連絡調整

- ①業務の進捗状況報告や業務内容に関する打合せを適宜実施すること。また、その日程調整及び連絡通知を行うこと。
- ②連絡会議に必要な資料を用意し、終了後は速やかに議事録を作成・共有すること。

(9) その他

- ①指導者派遣の様子が県がHP等に掲載するため、受託者において肖像権や著作権に問題が生じないよう確認をとること。
- ②米国派遣前に、受託者において県内自治会などに中古のエイサー用具などの寄付を呼びかけ、寄付の意向がある場合は県人会と調整して必要な個数を受入れ、輸送等の手続きを行うこと。

(10) 事業報告書の作成

- ① (2)～(5)までの実施状況を文章にまとめて報告書を作成する。なお、(4)及び(5)の内容については、実施状況がわかる写真を各項目・各指導演目で10枚以上使用すること。写真の使用にあたっては受託者において肖像権や著作権に問題が生じないようにすること。
- ② 報告書には(7)で設定した調査項目に関する関係者へのアンケート又はヒアリング結果を記載する。また、指導者、コーディネーター、参加者それぞれの感想・振り返りも掲載する。
- ③ 報告書は紙で5部及びデータで提出し、撮影した写真や動画もUSBに入れて提出すること。
- ④ 成果品の著作権は原則として県に帰属することとし、受託者は県の許可なく他に引用または転用してはならない。

6 予算額

(1) 事業予算額は 11,062,000円(税込)以内とする。

(2) 積算の費目は次のとおりとする。

① 直接人件費

ア 総括担当者：複数の高度な業務に精通し、統括を行う。
また先例の少ない特殊な業務を担当する。

イ 専門員A：一般的な業務を複数担当し、高度な業務も担当できる。

ウ 専門員B：上司の指導のもとに、一般的な業務を担当し、基礎的資料を作成する。

② 直接事業費

ア 旅費交通費

イ 謝金

ウ 賃借料

エ 印刷製本費

オ 消耗品費

カ 通信運搬費

キ 補助員人件費

ク その他必要経費（※内訳等を明らかにすること）

③ 再委託費

※受託者が実施できない業務又は実施することが適当でない業務を他事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。

④ 一般管理費

※次の計算式により算出すること。

（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100以内

⑤ 消費税（10%）

(3) 各経費については、単価、数量、内訳等の見積条件を明記し、この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

(4) 各経費は税抜き価格とし、各経費の総額に消費税率を掛けて総事業費を記載すること。

※1円未満の端数については切り捨てるものとする。

（「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」を参照）

- (5) 委託料は、業務完了後に実績報告に基づいて額の確定を行い、原則として精算払いを行うものとする。

7 委託業務の経理等

- (1) 本委託業務に係る全ての支出については、領収書等の厳格な証明書類が必要である。支出額、支出内容について適正と認められない場合は、委託費用の支払いができない場合がある。
- (2) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区別して記載し、委託費の用途を明らかにすること。
- (3) 委託業務の支出内容を証明する経理書類（業務完了報告書含む）は、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、受託者の費用負担においていつでも供覧に供することができるように保存すること。
- (4) 委託業務の実施において、原則、本予算を用いた財産（備品等）の取得は認めない。

8 業務の再委託についての留意事項

- (1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

① 契約金額の50%を超える業務

② 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの総括的かつ根本的な業務

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- (2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定めるその他簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

<その他簡易な業務>

① 資料の収集、整理、複写、印刷、製本

② 原稿、データの入力及び集計

③ イベントやWEBサイト運営に係る通訳、翻訳業務

④ イベント実施に係る荷物の輸送、移動・宿泊手配

⑤ その他、県が簡易と決定した業務

- (3) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

9 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- (1) 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (2) 県は、上記「8 業務の再委託についての留意事項」により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- (3) 受託者は、上記(1)、(2)による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を

講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に県に対して文書により通知しなければならない。

10 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

11 著作権

本業務で納品する成果物に係る著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利は、成果品の引渡しと同時に、委託者（県）に帰属するものとする。

なお、業務を遂行するにあたり、第三者が権利を有する画像等の利用が必要となるときは、その取扱いについて協議し、受託者又は本県と該当第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な処置を講じるものとする。

12 その他

- (1) 事業実施にあたっては、県と十分に協議を行うとともに、関係機関と連携して取り組むこと。
- (2) 受託者は県からの求めに応じ、連絡会議等に出席しなければならない。出席に必要な費用も受託者が負担すること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定するものとする。